

障がい者である職員の任免状況の公表について

	算定の基礎となる職員の数 (※1)	障がい者である職員の数 (※2)	実雇用率	法定雇用障害者数を達成する ために採用しなければ障がい 者の数
令和6年6月1日現在	496.5人	15人	3.02%	0人

(※1) 「算定の基礎となる職員の数」とは常勤職員及び非常勤職員のうち、1年を超えて引き続き任用することが見込まれる者の数。このうち、短時間勤務職員（1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の職員。以下同じ。）は1人をもって0.5人に相当するとみなしています。また、1週間の勤務時間が20時間未満の職員については、当該調査の対象とはなりません。

(※2) 「障がい者である職員の数」とは身体障がい者数、知的障がい者数および精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上1人をもって2人に相当するものとみなして算出し、短時間勤務職員である重度身体障がい者および重度知的障がい者については、法律上1人をもって1人に相当するものとして算出しています。

※ 障害者の種類・程度の区分ごとの数が少なく、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、障害者の種類及び程度の区分ごとの数値の公表は差し控えます。